

文京区告示第一〇六号

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和八年四月八日こども家庭庁告示第九号）の規定に基づき、文京区が設置する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に定める特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）に係る令和八年度の費用の額を左記のとおり告示する。

令和八年六月十七日

文京区長 成澤 廣



記

文京区が設置する特定教育・保育施設に係る令和七年度の費用の額は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十九号）第二条に定める基準をもって算出した額とする。